別表十七㈠の記載要領第五号㈠中「の国内事業」を「が国内において行う事業（⑵において「国内事業」という。）」に改め、同号⑵中「欄には」を「欄は」に、「のうちに」を「（租税特別措置法施行令第39条の13第23項第１号に規定する総資産の帳簿価額をいう。）のうちに」に改め、同号⑶中「欄には」を「欄は」に改め、同号⑷中「「直接及び間接保有の株式等の保有割合　（別表十七(一)付表「４の計」）　⑽」」を「「直接及び間接保有の株式等の保有割合　（別表十七(一)付表「４」の合計）　⑽」」に改め、同号を同第八号とし、同第四号⑴から⑶までの規定中「欄には」を「欄は」に改め、同号⑷中「欄には、総負債」を「欄は、租税特別措置法第66条の５第１項又は第68条の89第１項に規定する総負債」に改め、同号⑸中「欄には」を「欄は」に、「の額から、」を「（租税特別措置法第66条の５第３項又は第68条の89第３項に規定する総負債をいう。）の額から、」に改め、同号⑹中「欄には」を「欄は」に、「の額から」を「（租税特別措置法第66条の５第５項第３号又は第68条の89第５項第３号に規定する負債の利子等をいう。⑺及び次号において同じ。）の額から」に改め、同号⑺中「欄には」を「欄は」に改め、同号⑻中「欄には」を「欄は」に、「額から」を「額（租税特別措置法施行令第39条の13第１項第１号又は第39条の113第１項第１号に規定する課税対象所得に係る保証料等の金額をいう。）から」に改め、同号⑼を次のように改める。

⑼　「⑷－⑾×（３又は㉑）　㉖」の欄中、「３」とあるのは、「２」として記載すること。

別表十七㈠の記載要領第四号に次のように加える。

⑽　「⑬－⑼×（３又は㉑）　㉗」の欄中、「３」とあるのは、「２」として記載すること。

別表十七㈠の記載要領第四号を同第七号とし、同第三号中「欄には」を「欄は」に、「第39条の13第22項第２号又は第39条の113第20項第２号」を「第39条の13第23項第２号又は第39条の113第21項第２号」に改め、同号を同第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

５　「㉘、㉙、㉚若しくは㉛又は各連結法人の㉘から㉛までの合計＜㉜の場合　㉝」の欄は、租税特別措置法第68条の89第４項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の課税の特例との調整）の規定の適用を受ける場合には、「㉘、㉙、㉚若しくは㉛又は」を消すこと。

６　「損金不算入額　（㉘、㉙、㉚若しくは㉛又は㉝）　㉟」の欄は、租税特別措置法第66条の５第４項（関連者等に係る支払利子等の課税の特例との調整）又は第68条の89第４項の規定の適用を受ける場合には、「㉘、㉙、㉚若しくは㉛又は」を消すこと。

別表十七㈡の記載要領第二号中「欄には」を「欄は」に、「第39条の13第22項第１号又は第39条の113第20項第１号」を「第39条の13第23項第１号又は第39条の113第21項第１号」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高　⑴」の欄は、国外支配株主等（租税特別措置法第66条の５第５項第１号又は第68条の89第５項第１号に規定する国外支配株主等をいう。第７号において同じ。）に対する負債に係る平均負債残高（同法第66条の５第５項第５号又は第68条の89第５項第５号に規定する平均負債残高をいう。以下この号及び第７号において同じ。）を記載すること。

⑵　「国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高　⑵」の欄は、資金供与者等（租税特別措置法第66条の５第５項第２号又は第68条の89第５項第２号に規定する資金供与者等をいう。以下この号において同じ。）に対する負債のうち、⑶に規定する国内の資金供与者等に対する負債以外のもの（第７号において「国外の資金供与者等に対する負債」という。）に係る平均負債残高を記載すること。

⑶　「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高　⑶」の欄は、資金供与者等に対する負債のうち、当該負債の利子が当該利子の支払を受ける資金供与者等の課税対象所得（租税特別措置法第66条の５第５項第９号又は第68条の89第５項第９号に規定する課税対象所得をいう。）に含まれるもの（第７号において「国内の資金供与者等に対する負債」という。）に係る平均負債残高を記載すること。

別表十七㈡付表の記載要領第二号中「欄には、法人」を「欄は、法人又は連結法人」に改め、「国外支配株主等」の次に「（租税特別措置法第66条の５第５項第１号又は第68条の89第５項第１号に規定する国外支配株主等をいう。次号において同じ。）」を加え、「第39条の13第11項各号又は第39条の113第11項各号」を「第39条の13第12項各号又は第39条の113第12項各号」に、「第39条の13第11項第１号」を「第39条の13第12項第１号」に、「第39条の113第11項第１号」を「第39条の113第12項第１号」に改め、「保有される株式等」の次に「（同令第39条の13第12項第１号又は第39条の113第12項第１号に規定する株式等をいう。）」を、「当該法人」の次に「又は当該連結法人」を、「発行済株式等」の次に「（同令第39条の13第12項第１号又は第39条の113第12項第１号に規定する発行済株式等をいう。次号において同じ。）」を加え、同第三号中「欄には」を「欄は」に改め、「当該法人」の次に「又は当該連結法人」を加え、「第39条の13第20項又は第39条の113第18項」を「第39条の13第21項又は第39条の113第19項」に改め、同第五号を次のように改める。

５　「国外支配株主等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「国外の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「国内の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」及び「その他の者に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」の各欄の記載に当たつては、その対象となる債券の種類又は名称ごとに、その平均負債残高（租税特別措置法第66条の５第５項第５号又は第68条の89第５項第５号に規定する平均負債残高をいう。次号において同じ。）、平均資産残高（租税特別措置法施行令第39条の13第５項又は第39条の113第５項に規定する平均資産残高をいう。次号において同じ。）、負債の利子等（同法第66条の５第５項第３号又は第68条の89第５項第３号に規定する負債の利子等をいう。次号において同じ。）の額及び保証料等の額（同令第39条の13第１項第１号又は第39条の113第１項第１号に規定する課税対象所得に係る保証料等の金額をいう。次号において同じ。）を記載すること。

別表十七㈡付表の記載要領第六号中「場合には、」の次に「同条第５項第８号に規定する」を加え、「の国内事業」を「が国内において行う事業」に改める。

別表十七㈢を次のように改める。